改正後

改正前

(リスク評価と対応に関する事項)

第18条 研究所は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、 当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- 一 リスク管理委員会の設置
- 二 業務部門ごとの業務フロー図等の作成
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原 因の分析
- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- 六 具体的な研究内容など専門的知見を要する広報の方針・体制
- 七 保有施設の点検及び必要な補修等
- 八 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - イ 事業継続計画(BCP)の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び迅速な情報収集

(情報システムの整備と利用に関する事項)

- 第19条 研究所は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備し、 以下の事項を定めるものとする。なお、業務変更に伴う情報システム の改変は適宜速やかに行うものとする。
 - 一 情報システムの整備に関する事項
 - イ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される 仕組み

(リスク評価と対応に関する事項)

第18条 研究所は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、 当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- 一 リスク管理委員会の設置
- 二 業務部門ごとの業務フロー図等の作成
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原 因の分析
- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- 六 保有施設の点検及び必要な補修等
- 七 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - イ 事業継続計画(BCP)の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び迅速な情報収集

(情報システムの整備と利用に関する事項)

- 第19条 研究所は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備し、 以下の事項を定めるものとする。なお、業務変更に伴う情報システム の改変は適宜速やかに行うものとする。
 - 一 情報システムの整備に関する事項
 - イ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される 仕組み

ロ 職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み	ロ 職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み
ハ 第 21 条三の口、第 23 条及び第 26 条を達成するための仕組み	